

注：治水部会検討会のみ使用予定

## 説明資料（第1稿）および(第2稿)等の 治水部会に関連する部分についての論点、意見等

本資料は、6/28に開催された治水部会検討会に提出された意見（資料2-3等）と6/28以降に寄せられた意見を説明資料（第2稿）の項目に沿ってとりまとめたものです（意見募集内容、分担等は下記を参照ください）。  
委員名の前に\*印のあるものが、前回検討会以降に寄せられた意見です。

<意見募集の内容：締切6/26午前中>

各自の担当箇所について関連資料（下記参照）を精読頂いた上で、部会として今後、検討・議論しなくてはならない事項や部会としての意見案などをその理由も含めて記述し、提出頂いた。

<関連資料>

- ・ 説明資料（第1稿）
- ・ 具体的な整備内容シート（第1稿）
- ・ 6/20委員会にて提出された説明資料（第2稿）

<役割分担>

第1回部会検討会(6/7)において、意見とりまとめのリーダーを江頭委員とし、進め方はリーダーに一任することが決定した。

後日、リーダーおよび部会長の検討により、検討項目および事業別に担当委員が決められた。

治水・防災（ 2 . 2、 4 . 3、 5 . 3 ）

	ご意見	提出者 (敬称略)
2 . 2 治水・防災		
2.2	既存の計画にとらわれない計画には賛成であるが、昭和46年工事实施基本計画および昭和47年からの琵琶湖をベースとして推進されてきた治水・利水対策の評価をもっと積極的にしても良いのではないかと。	江頭
4 . 3 . 1 洪水		
4.3.1(2)1) 狭窄部上流の浸水被害の解消	「河川整備の方針」4 . 3 治水・防災の4 . 3 . 1 洪水(2) 浸水被害の軽減で1) 狭窄部上流の浸水被害の解消(22p)に「長期的には、浸水被害を軽減する土地利用誘導等が望まれるが、当面の被害軽減処置としては・・・」とありますが、土地利用誘導等は洪水に強い地域づくりのために必ずやらなければならない課題です。～望まれるが、といった先送りのような印象ではなく、はっきりとこれもやるという決意の文面に変えてほしい。	*尾藤
4.3.1(4)土砂対策	異常時の土砂管理(土砂災害対策、河川に対する異常な土砂流出のインパクト)と平常時の土砂管理の違いを明確にして記述した方がよい。流域土砂管理の重要性をもっと前面に出して頂きたい	江頭
4 . 3 . 1 洪水		
5 . 3 . 1 洪水		
4.3.1 5.3.1	「高規格堤防」についての記述は、期間と金額があれば、これこそが最も相応しいものであるかに受けとられるおそれがある。すべての個所にこのようなものを作ることは、全く意味を持たないどころか、他の面で問題を大きく生じるものであることは明白である。また、「淀川と大和川に挟まれた大阪の中枢部の防御を重点的に実施する」とあるが、数十年の範囲内でそもそも全体的に可能であるとは考え難い。 また、「この高規格堤防にすれば、防災は<大丈夫>である」との誤解を、改めて植え付けやすい表現である。その限界を整備計画においても明白に述べ、いっそう限定的に扱わねばならない。	川那部
	「緊急堤防補強区間」については、いわゆる「ハイブリッド堤防」など、中央部の補強などを重点的にを行うことを、明示する必要がある。	川那部
	また、堤防が高すぎて、破堤・溢水などが生じたときに鉛直的な力がおおいにかかる区間などについては、「堤防の高さを切り下げる」との表現を加えるべきである。少なくとも今後の「検討」、「見直し」項目として掲げなければならないことである。	川那部
	「浸水被害」については、「破堤」等の危険に比べて致命的な点では小さいことに鑑みたかたちで、言及すべきである。	川那部
	「一連区間整備の完成」については、「下流の破堤の危険性を増大させる無堤部の築堤等」との記述は、無制限な「一連整備」を誘発する可能性があるため、「著しく」、「極めて」などの限定詞を付すると同時に、その制限性を記述しなければならない。	川那部

	ご意見	提出者 (敬称略)
5.3 治水・防災		
5.3.1 洪水		
5.3.1	芥川の改善...シート：治水 34 ・現状、どこまで工事が進んでいるか、いつ完了するのか ・改善前後では何がどう変わるのか	柗屋
5.3.1	流域内保水機能・貯留機能の強化...シート：治水 8 下記各項について、場所、機能、容量などはどうなっているか。具体的に示してほしい ・公共施設地下貯留機能施設機能の担保 ・民間管理施設の貯留機能の担保 ・既設調整池の機能の回復	柗屋
5.3.1 5.6 維持管理	河川管理施設の操作...シート：治水 65、51、48 ・河川管理施設の情報の確実な伝達・操作をどう担保するか ・情報伝達システム・機器操作制御システムの信頼度確保は、そのための構成は ・24 時間集中管理の体制はどうするのか。勤務・情報伝達・緊急時の召集など	柗屋
5.3.1 5.6 維持管理	光ファイバの整備...シート：治水 1、65 ・光ファイバーの設置はどこまで進んでいるか ・光ファイバーで送る情報の内容は ・光ファイバーのルートは1本だけか、二重化などは考えられているか	柗屋
5.3.1(1) 破堤による被害の回避・軽減	「洪水に強い地域づくり協議会」(仮称、29P)(「具体的な整備内容」5.3 治水・防水の5.3.1 洪水の(1) = 36p = では「水害に強い地域づくり協議会」となっています)は、協議会委員に住民(代表)を入れた方がよい。協議内容が生活上の防災に関わってくることなので、生活者として住民も入れ、むしろ住民側こそ積極的にそのような町づくりの方向へなんらかのリーダーシップをとることができるよう働きかけが必要なのではないでしょうか。	*尾藤
5.3.1(1) 破堤による被害の回避・軽減	ハード対策の実施にあたり、河川環境を改悪しない、例えば、生態機能に優れた護岸・・・という一文があった方がよいのでは。	江頭
5.3.1(1)3 流域で水を貯める	流出遅延に関しても、当該地に対する流域に関する森林の状態・規模、その群落の状態等、開発地の位置と規模なども明記してほしい。 理由：自然地の林況が改善できるかどうかによって保水機能が向上することも見越めるのではないかと人工林の分布が多い場合はその対象となる可能性は高い。	大手
5.3.1(1)3 流域で水を貯める	p.39 の 21 行 公共・民間施設の地下貯留機能の担保などについて 現在の目標と実績、将来の目標を流域別に対比した表を作成し、委員会の意見を聞いて欲しい。(目標の大幅なアップに努力してほしい)	*畚野

	ご意見	提出者 (敬称略)
5.3.1(1)3)流域で水を貯める	<p>自然地(山林等)の保水機能の保全について大手委員から出されているご意見(6/28)資料2-3のp.13 流水遅延の項は、(とくに猪名川にかかわる)重要な論点と考えます。</p> <p>猪名川上流域の森林の状態の定量的な現状把握とそれに基づく林況改善の効果の数値的評価を行って欲しい。</p>	* 畚野
5.3.1(1)1) 破堤による被害の回避・軽減 5.3.1(1)2) 洪水時の対応	<p>この部分は第2稿で大幅に改訂され、第1稿の「洪水被害ポテンシャル低減対策協議会(仮称)」を改称した「水害に強い地域づくり協議会(仮称)」が、1)日頃から備える、2)洪水時の対応、3)流域で水を貯める、の3本柱ごとに、「情報提供」など計17項目を検討・実施することになっています。</p> <p>しかし、全体は第1稿より詳しくなっていますが、治水・防災をめぐり、直ちにやらなければならないものと、長い時間をかけて取り組まなければならないものが混在する形になっています。</p> <p>そこで(A)短期的検討実施項目と(B)長期的検討実施項目に分けた整備計画にする方がよいのではないのでしょうか。</p> <p>Aは1)日頃から備えるの を除く全て、2)洪水時の対応の ~ まで全て Bは1)日頃から備えるの 土地利用の規制・誘導、 建築物耐水化、 3)流域で水を貯めるの 流域内保水機能、貯留機能について検討する、 排水機場運用の検討の全て でどうか。(Bのうち1)の 建築物耐水化と3)の 排水機場運用はAの方にしてもよい)。さらに、実施主体もAを河川管理者、Bを「水害に強い地域づくり協議会(仮称)」としてはどうか、と考えます。</p> <p>[理由] Aは今回の提言があろうとなかろうと河川管理者がやらねばならない緊急課題です。一方、Bは提言が打ち出している「これまでの治水を目的とした整備の進め方では本来の意図に反して被害の潜在ポテンシャルを増大させている」など新たな治水の理念と課題を受けて実施するものであり、今後は流域全体の総合的な対策がどうしても必要だという観点をはっきりと分かる形の整備計画にしたいと思います。</p>	尾藤
5.3.1(3)一連区間整備の完成等	<p>質問;宇治川における用地買収、隠元橋架け替え、天ヶ瀬ダム再開発、鹿跳び、塔の島河道掘削は一体のものですか?</p>	江頭
5.3.1(4)土砂対策	<p>土砂災害防止法との関連を記述する。さらに、計画規模の洪水時には山地が荒廃するのは確実であり、これは異常な土砂流出による洪水災害の拡大要因になるので、その評価法を検討することが重要。さらに、平時における土砂管理・・・</p>	江頭
5.3.1(4)土砂対策	<p>1)瀬田川 砂防施設・・・&gt; <u>砂防施設の整備、山腹工施行地の維持管理を実施する。</u>(下線部修正)</p> <p>2)木津川 砂防施設・・・&gt; <u>砂防施設の整備、山腹工施行地の維持管理を実施する。</u>(下線部修正)</p>	* 水山

	ご意見	提出者 (敬称略)
5.3.2 高潮		
5.3.2	阪神電鉄西大阪線橋梁、淀川大橋、伝法大橋の改善...シート：治水 13 ・現状で高潮が起こった場合の危機管理はどうなっているか ・改善方策と工事費、財源、実施時期、改善の主体、図面など ・例えば、阪急の武庫川横断などは現在兵庫県が工事を行っている	栴屋
5.3.3 地震・津波		
5.3.3	緊急用河川敷道路の敷設...シート：治水 37 ・完了目標時期は ・連続的に通行できない区間は何処か、何故か ・この道路の管理をどう考えているか	栴屋
5.3.3	緊急用船着場の整備...シート：治水 38 ・海老江、柴島以外の地点の計画はどうなっているか ・各船着場へのアクセス ・さらに有効活用の方策はないか	栴屋
5.3.3	緊急船着場の機能維持、航路確保...シート：治水 39、40 ・撤去した土砂の処分 ・日常的にどんな保守を行うのか	栴屋
5.3.3	河川管理施設の耐震対策...シート：治水 41、42、43、44 ・耐震対策の考え方...耐震対策の基準は、どの程度の地震を想定するの か ・耐震補強としてどういうことを実施するのか ・耐震補強を実施する場所、内容	栴屋
5.3.3	淀川陸閘操作時間の短縮...シート：治水 48 ・現在の閉鎖時間 30 分は長いのか、何故時間を短くしなければならない のか ・時間を短くするために何処をどうかえるのか ・時間を短くして信頼性は十分保てるか	栴屋
5.3.3	津波のソフト対策...シート：治水 46、51 ・津波来襲に伴う設備の操作体制 ・情報の連絡体制、設備の末端への浸透をどうするか ・情報設備の整備、設置をどこまでおこなうのか	栴屋
5.3.3	淀川大堰予備ゲートの津波対策...シート：治水 56 ・通常時はどういう状態になっているか ・津波の時にはどういう操作をするのか ・何故予備ゲートで受けるのか ・淀川大堰部分補修と全面取り替えをどう判断するか	栴屋

ダム(2.6、4.7、5.7)

	ご意見	提出者 (敬称略)
2.6 ダム		
2.6	ダムの効用と弊害については記述されているが、流域におけるダムの歴史と役割を挿入してほしい。	江頭
4.7 ダム		
5.7 ダム		
4.7 5.7	「4.1.1 河川整備の方針 計画策定・実施のあり方 対象範囲」に挙げた考えを採用し、地方自治体に移管したものはもちろん、他の目的のための地方自治体・企業等の所管・経営するダムについても、全面的に言及することを明示し、<河川管理者>としての国が、意見を積極的に提示してそれを積極的に協議することを明示しなければならない。	川那部
	既設のダムについて、治水的役割はもちろん、あるいは自然環境保全上の役割を持たせるよう、「検討」、「見直し」項目に入れなければならない。とくに「5.7.2 各ダムの調査検討内容」について	川那部
	委員会での過去の説明は、「提言」の内容からかなり離れているので、最終稿までに大幅な変更がなされるに違いないと期待する。	川那部
	説明においては、他との協議が必要であることを理由に、検討から早々に落とされた「代替え」項目が散見したが、それでは「検討」、「見直し」の意味は全くなく、「提言」の趣旨に大きく違反する。必ず大きく復活させて、十分に「検討」しなければならない。とくにダム建設には時間のかかることに鑑み、完成時点で意味が少ないもの多出しているとの批判のある実情を考慮に入れて、全面的な検討を行わなければならない。	川那部
	自然環境保全を目的とするものについては、その意義の理解し難いものの多いことに鑑み、その内容について具体的に「検討」しなければならない。	川那部
	また、治水・利水などの他の目的の大きくは記載されていなかったものについては、その目的が将来改めて復活しないように、「その意義がない」ことを明瞭に記載しなければならない。	川那部
4.7.1 ダム計画の方針		
4.7.1	治水・利水・環境面から水資源の現状を評価し、それに対するダムの役割を明記する必要がある。その上で、ダム以外に対策がない場合に・・・実施する。とした方がよいのではないか？	江頭
4.7.2 既設ダム		
4.7.2(5)ダムによって遮断された土砂移動の連続性を確保するための方策を検討する	ダムで土砂移動を遮断してかなりの時間が経過しており、その状態での河道ができあがっている。どのような粒径成分をどの程度流せば、下流はどのように変化するかシミュレーション等による検討が必要である。現在でも洪水時の濁りの成分の一部はダムを通過して流出しており、流せば良いかどうかはわからない。また現在までに堆積した土砂はダムから河道へ流出させるのではなく、浚渫して排除する方が良いかもしれない。土砂を流下させると下流で浚渫が必要になることも考えられる。これらを含めて総合的な検討が必要である。	*水山

	ご意見	提出者 (敬称略)
4.7.2(7)ダム水源地域の活性化に向けた取り組みを実施する	これまで種々の試みがなされたが上手く行っていないのでは？今のまま試験施行を行っても、無駄になる可能性が高い。(調査開発を継続する)程度の表現にするか、削除してはどうか。	*水山
5.7 ダム		
2.6 5.7ダム	第2稿の「課題」(14p)、「方針」(27~28p)、「内容」(48~52p)に登場するダムは、いずれも治水・利水に効用はあるが環境へ大きな影響を与えたことを前提に、今後のさまざまな改善・工夫と建設が書かれています。一方、「ダムは原則として建設しない」とする「提言」では、それでも建設されるとき条件として ダム以外に実行可能な代替案がなく かつ住民団体・地域組織などを含む住民の社会的合意がある、の二つを挙げています。ところが、多くのところで住民との連携をうたっている第2稿なのに、この には触れていません。対話集会で説明を尽くし住民の社会的合意を得るのでしょうか。	*尾藤
5.7.1 既設ダム		
5.7.1(6)土砂移動の障害となっている既設ダムを対象に、その障害を軽減するための方策を検討する	(6)土砂移動の障害となっている既設ダムを対象に、その障害を軽減するための方策を検討する。 <u>土砂を通過させた場合のダム下流への影響について合わせて検討する。</u> (下線部追加)	*水山
5.7.2 各ダムの調査検討内容		
5.7.2(5)余野川ダム	(全般)各ダムにおける環境(水質・流砂・河床変動)影響評価に関する記述が見あたらない (全般)ダムが建設されない場合の治水・利水問題を解決するための代替案の検討が必要。例えば、代替案として河道における対策、流域対策などを挙げて、それらを評価して下さい。	江頭

維持管理（ 2 . 5、 4 . 6、 5 . 6 ）

	ご意見	提出者 (敬称略)
4 . 6 維持管理		
4.6(3) 河川区域の 管理	<p>26 ページ ( 3 ) 河川区域の管理 1 ) 樹木の伐採と管理 の 1 行目 「治水上支障となる河道内樹木については、繁茂の状況や河川環境の保全 に配慮しつつ、・・・」 とありますが、このうち繁茂の状況という表現はあいまいさがあって、 後々トラブルの元になる可能性がある。 もともと、河道内の樹木等は、洪水疎通の障害物として除去するのが通 例であった筈である。これを近年の自然生態系への配慮から樹木の成立を 認めて来た経緯がある。どの程度までの規模の樹木ならば洪水疎通に支障 がないとの確たる根拠を示して地元の人達と協議していかねばなら ないを考える。できれば、樹木の高さなり、立木密度なりの数値を用いて の説明の方が分かりやすいのではないか。</p>	* 大手
5 . 6 維持管理		
5.6	<p>堰、揚・排水機場、樋門、水閘門、陸閘等の老朽化対策・保全...シート：治 水 54</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・設備の機能と信頼性をどう維持していくか</li> <li>・そのために、合理的にコストをかけていく補修のあり方はなにか 例えば、部分補修のタイミングと全面取替え時期などをどう判断する か</li> <li>・各設備の設置時期、これまでの主な点検手入れ・保修の実績</li> <li>・点検、補修、劣化診断、経年劣化対策といった点についてマニュアル は整備されているか</li> </ul>	柵屋
5.6	<p>旧毛馬閘門・洗堰、三栖閘門・洗堰、南郷洗堰の保存...シート：治水 55...こ のシートの「現状の課題」は内容的におかしい。シート 54 に書くべきで はないか</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・単に維持管理や保全を実施するだけでよいか</li> <li>・歴史的・文化的な価値のある設備の保存に関して考え方を明確にすべき ではないか</li> <li>・例えば、積極的に公開するため保存館を作るといった考え方はないか</li> </ul>	柵屋
5.6	<p>市町村などの水防上必要な個所の改善指導...シート：治水 58</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・改善必要な個所はどこにどれだけあるのか、またその内容は</li> <li>・市町村などが改善するための予算措置などはどの程度可能か、補助の 必要性は</li> </ul>	柵屋
5.6	<p>排水機場の運用...シート：治水 59</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・現状はどうなっているか、問題点は何か</li> <li>・調整協議会の体制</li> </ul>	柵屋
5.6	<p>遊休設備の除却...シート：治水 57</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・利用されていない橋梁・閘門はどれくらいあるのか</li> <li>・除却に伴って河川管理上影響ないかどうか、有効活用はできないか</li> </ul>	柵屋
5.6(3)2) 河道内	治水上は必要なことであるが、隣接部分の環境（横断方向の連続性）に悪	畚野

	ご意見	提出者 (敬称略)
堆積土砂等の管理	<p>影響の無いような工法・範囲で淀川本川で継続実施。</p> <p>〔注〕本項は環境にも関連するので、環境・利用部会のご意見もお聞き願います。</p>	

その他（全体、河川環境など）

	ご意見	提出者 (敬称略)
全体について	<p>全体的な面から</p> <p>水需要管理に関し、「提言」は4 - 14で、これまでからある協議会のほかに、より強い指導・調整力をもつ「水需要管理協議会」(関係省庁、自治体、水道事業者、農業水利団体等利水に関わるすべての関係者と学識経験者、住民団体、地域組織などが参加して水需要管理について協議・調整をし、河川管理者が主催・運営して公開のものにする)の設置を呼びかけています。</p> <p>しかし、第2稿では、この点に関し、これまでからある渇水対策会議を渇水時のみに限らず平常時の利水運用をも図るよう組織の改正をし、利水者、関係自治体、関係省庁(厚生労働省、農林水産省、経済産業省)河川管理者の連携のもとに渇水対策のほか平常時からの水利用に関する情報交換・水需要抑制について協議する、としています(43p~44p)。その後、「節水については住民の実践が不可欠であり、住民活動、水需要抑制の実践者などの有識者の参加を得て、具体的行動を提起できるような組織とする」とありますが、この「参加を得て」は協力を得て、ということでしょう。つまり、住民(生活者)は会議の内容には参加しません。</p> <p>水需要管理という考え方は、今回の提言の新しいものの一つで、かつてビルで使用する水の80%が水洗トイレといわれたように、節水の問題はこれからの都市を中心とした生活のあり方などでますます大きな課題になると思われます。それだけに、提言の趣旨を活かして、(名称はともかく)「水需要管理協議会」を新設して、そこに住民(代表)も加え、大いに議論を開始すべきではないでしょうか。</p> <p>これに関連して、参考までに第2稿で設置が書かれている各種協議会(すべて仮称)で、住民(代表)が入るもの、入らないもの、不明のものをまとめると次のようになります。</p> <p>住民(代表)の入るもの 琵琶湖・淀川流域水質管理協議会(19p) 瀬田川水辺利用者協議会(44p) 水難事故防止協議会(48p)</p> <p>住民(代表)の入らないもの 洪水(36pでは水害)に強い地域づくり協議会(29p) 河川保全利用委員会(44p)</p> <p>不明のもの 淀川河川公園基本計画改定委員会</p> <p>第2稿では、例えば「住民及び住民団体と連携強化して～協議会(仮称)を設立」などと書かれているときの連携という用語が、協力関係をより強める、という意味でのみ使われているのか、協議会そのものに参加することを意味するのか、よく分からないところもあり、では読み違いしているかもしれません。そこで、「情報の共有と公開、住民との連携・</p>	* 尾藤

	ご意見	提出者 (敬称略)
	協働、関係団体・自治体・他省庁との連携」をめざし、新設されるこれからたくさんの協議会（仮称）は、すべて、そのつど、住民がどのような形で参加するのか、あるいはしないのか、はっきりわかるようにそれぞれ明記するべきだと思います。	
2．現状の課題		
2．1 河川環境		
2.1	<p>6頁 2．1河川環境 5行目</p> <p>「・・・水流に洗われていた区域の面積が減少している。」の後に次の文章を入れていただいたら。</p> <p><u>また、水源地域の森林は有史以来の人間の自然へのインパクトが重なり、林地土壌が劣化し、さらに近年の人工林化に追いつきをかけられて、森林本来の土壌の保水機能なり、土砂流出防止機能が極端に低下していることを理解したうえで、森林の機能について過大視しないで計画に役立てるべきである。</u></p> <p>さらに、ダムや堰等・・・</p> <p>(下線部追加)</p>	* 大手
2．1．5 土砂		
2.1.5	「河床材料の変化」を改め「河床材料の粗粒化や流路の固定化」	江頭
3．河川整備の基本的な考え方		
3	自然、社会、文化的条件を背景として、治水・利水・環境からなる3つの条件をいかに満たしながら、流域を含めた諸河川をどのように整備し、どのように管理するのか、もっと強い姿勢を前面に出して頂きたい	江頭
4．河川整備の方針		
4．1．1 対象範囲		
4.1.1	<p>「・・・指定区間外区間（・・・）を計画対象とする。ただし、計画策定上必要となる指定区間・流域についても言及する。」</p> <p>「・・・指定区間外区間（・・・）を」主たる計画対象とするが、それ以外の指定区間・流域についても言及し、とくに地方自治体等に委任した部分については、協議によってその対象化を図る。」</p> <p>[理由] 従来からの委員会と&lt;河川管理者&gt;との話し合い(委員会議事録をも見よ)から、大きく外れている。本来であれば、&lt;指導&gt;等によって計画の徹底を図るべきであるが、今回は取り敢えず、上記のように敢えて下がった表現を提案してみる。なお、「沿岸海域への影響をも視野に入れる」は秀逸であり、さらに言えばこここそ「言及する」とするのが良い。</p>	川那部
4．1．3 情報の共有と公開、住民との連携・協働、関係団体・自治体・他省庁との連携		
4.1.3	「河川整備の方針」の4．1．3（情報の共有と公開、住民との連携・協働、関係団体・自治体・他省庁との連携）= 18p = は、今回の第2稿のいわばマニフェストとして、一字一句を最後まで貫かれるよう希望します。	* 尾藤
4．2 河川環境		

	ご意見	提出者 (敬称略)
4.2	前文の「文章が長すぎる」ので、短い文に改めて下さい。	江頭
4. 2. 8 生物の生息・生育環境に配慮した工事の施工		
4.2.8	質問：「河川の縦・横断形状が不連続とならないように施工する」とはどんなこと？	江頭
5. 2 河川環境		
5.2	洪水の擾乱、瀬切れ解消、および土砂移動の連続性の回復による河川環境を改善するためには、これまで以上に水が必要になることは明らかである。このようなことを真に議論するためには、洪水を含めて、流域全体の豊水・平水・渇水流量の実態を把握する、すなわち、淀川流域の水資源の実力を十分に把握し、かつ、環境保全に必要な流量の変動、および変動周期、流量の下限値などの環境流量に関する議論が必要である。このようなことを検討事項として加えて頂きたい。	江頭
5. 2. 1 河川形状		
5.2.1	堰のために縦断方向の不連続を是正するのに、その流況は各地点において異なるはずで、これに土砂流送量をどう見積るかによって、改善した構造物に大いに影響をおよぼす。と考えられる。	大手
5.2.1	淀川大堰・毛馬水門・閘門の魚類遡上対策：環境 16、17 <ul style="list-style-type: none"> <li>・現魚道の課題は何か、魚類が遡上しやすい構造とは</li> <li>・そのために、どのような魚道を考えているか</li> <li>・淀川大堰の流量については、神崎川、大川への流量との関係をどう考える</li> </ul>	榎屋
5.2.1(2) 縦断方向の河川形状の修復	<p>(2) 縦断方向の河川形状の修復：この見出しについて疑問があります。河川形状の修復ではなく、単に、生物の遡上・降下を確保するための横断構造物の修復ですよね。したがって、この見だしは(2) 縦断方向の不連続に伴う弊害の改善としては</p> <p>*河川横断形状の連続性を重視した低水護岸として、図のような工法はいいががですか？</p>	江頭
5.2.1(2) 縦断方向の河川形状の修復	<p>整備内容シート（第1稿）環境-18-①～環境-22-②までの各河川で合計19箇所における記述の中で、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・現状の課題</li> <li>・河川整備の方針</li> <li>・具体的な整備内容</li> <li>・検討内容</li> </ul> <p>いずれの項目も皆同じ記述であるのは何故か。</p> <p>とくに、現状の課題に関してはもう少し詳細に説明していただかないと、何をどうするのか判断のしようがない。</p>	大手

	ご意見	提出者 (敬称略)
5.2.1(2) 縦断方向 の河川形状の修復	<p>自然環境のことを前面に出したにしては、いずれもが人が考える自然で、これでは生物の生息は期待できません。</p> <p>移行帯のとらえ方で間違っではないけないのは、だらだらと同じ勾配であることで、これが全くナンセンスであり、凸凹のアクセントがつけられる技術的な検討がいる。当然、その底質は一様でないことに意味がある。</p> <p>○たまりやワンドについての検討事項</p> <p>基本的な考え方は崩れやすい自然護岸がどこかにあること。</p> <p>底質については生物の側から検討すること。</p> <p>どれくらいの頻度で冠水するかが知りたいところ。</p> <p>水際移行帯の保全・再生で重要なことは、移行帯に裸地と植生とがあること。植生がヨシだけの単一になると種の多様性は失われる。</p> <p>護岸がコンクリートであれば生態学的な移行帯とはいわない。連続したコンクリートの護岸になると、変態する水生昆虫などの生息場が著しく失われる。</p> <p>緩傾斜は人にとっては近づきやすいが、魚にとっては腹部から波の影響を受けて生息しにくい。とくに稚魚は。淀川のように川幅の広いところは、護岸の残面に土砂がたまればこのことは緩和されるが、船の行き来が多い瀬田川のような水深も流れも均一なところでは、ベントスや魚類にとっての移行帯はほとんど利用できない。緩傾斜護岸は人の為であり、生物環境としては最も劣る（日本の溪流河川の自然界にはない形状）ことを認識することである。水路などで生物多様性が失われてきたのは、台形型の横断面が連続していることが原因である。</p> <p>水辺移行帯を求めるのであれば、川幅が大きいところでは護岸の前面に土砂が堆積するような構造にするか、または中洲（淀川や木津川では）が形成するようにすれば緩傾斜でなくてもよい。運河では自然の生物相はのぞめず、どこの国でも外来種の移動の経路になっている。</p> <p>家棟川でのモニタリングは、どうなったら効果があったと評価できるかを科学的につめた上で行う。種類数の経年変化からは何もわからない。ばらばらに種が増減するのではなく、そこに生息するはずのものがどのような定着のしかたで存在し、生物間の共生関係が形成されていくかが重要である。</p>	森下
5.2.1(2) 縦断方向 の河川形状の修復	<p>ダムでたまる粒径の質についての見解</p> <p>ダム湖は上流からの土砂は、細かい 20～30 μ の微細なものは濁りとして下流へ放出している。</p> <p>問題なのは、生物が卵を産んだり、間隙生物が生息する 2 ミミリ前後の粒径の土砂が、下流とダムの湖首で極端に欠乏することである。粒径がかたよる自然の構成要素と異なることが問題である。</p> <p>ダムを建設しても、ダムがなかった時と同じような質の流れの川を技術的につくれるはずで、ダムの湛水によるマイナスを補なおうとしない姿勢が問題である。</p>	* 森下

	ご意見	提出者 (敬称略)
5.2.1(2)2) 縦断方向の河川形状の修復に向けて、現状の堰、落差工等において、魚類等の遡上・降下に配慮した構造を検討する。	p.31 の 26 行 猪名川 大井井堰、三ヶ井井堰、高木井堰、久代北台井堰、上津島床固、池田床固 猪名川各堰の構造改善の検討内容をより具体的にしてほしい。 たとえば、 その場所で遡上・降下している魚種と数量の実態調査 それに基づく堰の構造改善の費用対効果の算出 その結果にしたがい実施の可否の決定など また 4 つの堰について工事の妥当な着手順序（下流側から順次？）	* 畚野
5.2.5 土砂		
5.2.5	山地から河口に至る区間において、好ましい土砂環境を創生するための流砂コントロールのあり方を検討することが重要である。異常出水に伴う大量の土砂流出制御（土砂災害防止）、通常の出水を含まず平時の流出土砂のコントロールによって、いかに好ましい河川の物理環境を創生していくか検討してほしい。併せて、スリット砂防ダム、流砂バイパス、サイフォン式ダム排砂、掘削、パイプ輸送などによる流砂調節の課題にも取り組んでほしい。	江頭
5.2.8 生物の生息・生育環境に配慮した工事の施工		
5.2.8	土砂管理の内、3) 砂利採取に含まれる各項について 5.2.8 土砂仮置き場を堤内地に確保 （堤外地の）土砂仮置き箇所・面積の縮小 土砂を堤外地に仮置きすることは治水・環境の両面から好ましくない。したがって今後、堤内地に場所替えることの必要性は理解できます。 しかし 必要面積が十分確保できるのか 一箇所集中は周辺堤内地の環境を劣化させないか？ 等の問題点を十分検討したのち、出来るだけ速やかに実施。 〔注〕本項は環境にも関連するので、環境・利用部会のご意見もお聞き願います。	畚野
5.4 利水		
5.4	（全く個人的な願望） A：地球温暖化は確実に進んでいることはたしかなことであり、しかも、それにより降雨は時空間的に変動が大きくなっており、長期的には少雨化傾向になっていることが示されている。B：独特の水文化。C：水供給能力。D：水需要管理の実現性。以上、A-D のことを考慮して、治水・環境など総合的に判断した利水施策を進めてほしい。	江頭
5.4(1) 利水者の水需要の精査確認 5.4(2) 水利権の見直しと用途間転用	「具体的な整備内容」5.4 利水の(1) 利水者の水需要の精査確認(2) 水利権の見直しと用途間転用など(43p)は、河川管理者だけでできるのでしょうか。関係省庁等を含めた協議会を設置する必要性はないのでしょうか。初めて手をつけられる問題もあり影響は大きいと思えます。	* 尾藤